慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 収益費用観・資産負債観に関するふたつの検討課題(3) |
| Sub Title | Two tasks of revenue-expense view and asset-liability view (3) |
| Author | 笠井, 昭次(Kasai, Shōji) |
| Publisher | 慶應義塾大学出版会 |
| Publication year | 2018 |
| Jtitle | 三田商学研究 (Mita business review). Vol.61, No.2 (2018. 6) ,p.29- 54 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | 今日, 会計の議論は, 収益費用観と資産負債観とを座標軸としてなされていると言ってよいであろう。この収益費用観・資産負債観という枠組が, 脚光を浴びるに至ったのは, 制度的には,<br>我が国の場合,<br>売買目的有価証券について売却時価評価が取り入れられたことに淵源している。しかし,<br>この概念は, その内容が曖昧模糊としているし, かつ, 多様な概念と結び付き得るので,<br>会計のどの領域にも援用可能であるかのようにみなされている。つまり,<br>売買目的有価証券の時価評価のような貸借対照表評価の領域についてのみならず,<br>いわゆる負債性引当金のような擬制負債にかかわる貸借対照表能力の領域についても, さらには,<br>資産除去債務のようにリスク・実態表示目的への計算目的の転換が必要な領域についても,<br>収益費用観・資産負債観という枠組で説明されているのである。しかし, それらの領域は, 本当に,<br>この枠組によって, 合理的に説明できるのであろうか。その点,<br>筆者は大きな疑問を覚えている。そこで,<br>収益費用観・資産負債観という枠組を援用できる領域を限定する,<br>という作業がどうしても必要になる。この点が,<br>収益費用観・資産負債観の研究に関する第1の課題になる。<br>結論的には, 収益費用観・資産負債観は, 売買目的有価証券の時価評価にみられるように,<br>フローとストックとの関係にかかわる計算方式として, 会計上の評価規約の規定に関して,<br>重要な一翼を担っていると筆者は考えている。もっとも, 評価規約の規定要因については,<br>諸学説によってさまざまであろう。したがって,<br>そうした考え方を整理することによって諸学説を比較する枠組を構築しつつ,<br>各学説において収益費用観・資産負債観が果たしている役割を明らかにすることが,<br>収益費用観・資産負債観に関する第2の研究課題になる。<br>本稿は, このふたつの研究課題について, 4回に分けて,<br>筆者の考えの概要を述べることとしたい。前2号(『三田商学研究』第60巻第5号および第6号)では,<br>貸借対照表能力にかかわる特別修繕引当金,<br>および計算目的の変更にかかわる資産除去債務を取り上げ, いずれも,<br>収益費用観・資産負債観という枠組にはかかわりがないことを明らかにした。そこで, 本号では,<br>貸借対照表評価にかかわる売買目的有価証券を取り上げ, この領域こそが,<br>計算方式としての収益費用観・資産負債観に関与していることを論証することにしたい。<br>今日, 売買目的有価証券は, 制度的には, 時価で評価されることになっているが,<br>評価規約のこの変更に伴い, その計算方式にしても,<br>原価評価の場合におけるフロー主導方式としての収益費用観から,<br>ストック主導方式としての資産負債観への転換を余儀なくされた。そのかぎりで,<br>売買目的有価証券の評価規約は, たしかに,<br>収益費用観・資産負債観という枠組にかかわっているのである。<br>しかし, ここで問題にされなければならないのは, この時価評価への変更および計算方式に関する資産負債観(ストック主導方式)への転換の原因である。この点については,<br>一般的には損益計算目的からリスク・実態表示目的への計算目的観の修正(あるいは,<br>平準化利益観からボラティリティ反映利益観への利益観の修正ということも考え得るが,<br>ここでは, とりあえず,<br>計算目的観の修正という見方を想定しておく)に求められているようである。この場合には, 計算目的および計算方式というふたつのレベルにおける収益費用観から資産負債観への転換があったとみなされているわけである。<br>しかし, こうした一般的理解によっては,<br>①時価評価の範囲(時価評価が売買目的有価証券に限定されていることの理由),<br>②売却時価採用の根拠(その時価概念が, 購入時価ではなく売却時価であることの根拠),<br>③その損益の性質(保有損益と売却損益とが混在していることの根拠),<br>そして④貸借対照表本体における時価評価の必要性などが,<br>合理的に説明できないと筆者は考えている。<br>この点を合理的に解決するためには, |

| | |
|---|---|
| | 時価評価への変更および計算方式に関する資産負債観(ストック主導方式)への転換の原因を,<br>伝統的な取得原価主義会計論においては,<br>企業の損益産出活動として価値生産活動しか想定されていない,<br>という点に求めなければならないと筆者は考えている。つまり,<br>売買目的有価証券の資産カテゴリーを,<br>取得原価主義会計論における(価値生産活動にかかわる)費用性資産概念から, 価値生産活動とは異質な資本貸与活動にかかわる金融資産概念に転換しなければならない。端的に言えば,<br>取得原価主義会計論は,<br>売買目的有価証券の資産カテゴリーを誤認していたということである。こうした理解によれば,<br>上記の4個の難点も, 合理的に説明できるように筆者には思われるのである。<br>そして, 当面の収益費用観・資産負債観という枠組との関係について言えば, 資本貸与活動にかかわる資産概念の導入(計算対象に関する見方の修正)というこうした私見によれば, 一方,<br>計算目的にはかかわりがないので, 損益計算目的という計算目的にかかわる収益費用観は,<br>そのまま維持されているし, 他方, 資本貸与活動という,<br>価値生産活動とは異質の損益産出活動の導入に伴い, 計算方式については,<br>ストック主導方式という資産負債観への転換が是認されるのである。<br>以上のように, 売買目的有価証券は, その計算方式については, フロー主導方式という収益費用観からストック主導方式という資産負債観への変更が必要になる。その意味において,<br>売買目的有価証券の評価規約は,<br>計算方式としての収益費用観・資産負債観という枠組に関与している,<br>ということになるのである。 |
| Notes | 論文 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20180600-0029 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田商学研究
第61巻第２号
2018 年 6 月

2017年12月26日掲載承認

# 収益費用観・資産負債観に関する ふたつの検討課題（３）

笠　井　昭　次

＜要　　約＞

今日，会計の議論は，収益費用観と資産負債観とを座標軸としてなされていると言ってよいであろう。この収益費用観・資産負債観という枠組が，脚光を浴びるに至ったのは，制度的には，我が国の場合，売買目的有価証券について売却時価評価が取り入れられたことに淵源している。しかし，この概念は，その内容が曖昧模糊としているし，かつ，多様な概念と結び付き得るので，会計のどの領域にも援用可能であるかのようにみなされている。つまり，売買目的有価証券の時価評価のような貸借対照表評価の領域についてのみならず，いわゆる負債性引当金のような擬制負債にかかわる貸借対照表能力の領域についても，さらには，資産除去債務のようにリスク・実態表示目的への計算目的の転換が必要な領域についても，収益費用観・資産負債観という枠組で説明されているのである。しかし，それらの領域は，本当に，この枠組によって，合理的に説明できるのであろうか。その点，筆者は大きな疑問を覚えている。そこで，収益費用観・資産負債観という枠組を援用できる領域を限定する，という作業がどうしても必要になる。この点が，収益費用観・資産負債観の研究に関する第１の課題になる。

結論的には，収益費用観・資産負債観は，売買目的有価証券の時価評価にみられるように，フローとストックとの関係にかかわる計算方式として，会計上の評価規約の規定に関して，重要な一翼を担っていると筆者は考えている。もっとも，評価規約の規定要因については，諸学説によってさまざまであろう。したがって，そうした考え方を整理することによって諸学説を比較する枠組を構築しつつ，各学説において収益費用観・資産負債観が果たしている役割を明らかにすることが，収益費用観・資産負債観に関する第２の研究課題になる。

本稿は，このふたつの研究課題について，４回に分けて，筆者の考えの概要を述べることとしたい。前２号（『三田商学研究』第60巻第５号および第６号）では，貸借対照表能力にかかわる特別修繕引当金，および計算目的の変更にかかわる資産除去債務を取り上げ，いずれも，収益費用観・資産負債観という枠組にはかかわりがないことを明らかにした。そこで，本号では，貸借対照表評価にかかわる売買目的有価証券を取り上げ，この領域こそが，計算方式としての収益費用観・資産負債観に関与していることを論証することにしたい。

今日，売買目的有価証券は，制度的には，時価で評価されることになっているが，評価規約のこの変更に伴い，その計算方式にしても，原価評価の場合におけるフロー主導方式としての収益費用観から，ストック主導方式としての資産負債観への転換を余儀なくされた。そのかぎりで，売買目的有価証券の評価規約は，たしかに，収益費用観・資産負債観という枠組にかかわってい

るのである。

しかし，ここで問題にされなければならないのは，この時価評価への変更および計算方式に関する資産負債観（ストック主導方式）への転換の原因である。この点については，一般的には，損益計算目的からリスク・実態表示目的への計算目的観の修正（あるいは，平準化利益観からボラティリティ反映利益観への利益観の修正ということも考え得るが，ここでは，とりあえず，計算目的観の修正という見方を想定しておく）に求められているようである。この場合には，計算目的および計算方式というふたつのレベルにおける収益費用観から資産負債観への転換があったとみなされているわけである。

しかし，こうした一般的理解によっては，①時価評価の範囲（時価評価が売買目的有価証券に限定されていることの理由），②売却時価採用の根拠（その時価概念が，購入時価ではなく売却時価であることの根拠），③その損益の性質（保有損益と売却損益とが混在していることの根拠），そして④貸借対照表本体における時価評価の必要性などが，合理的に説明できないと筆者は考えている。

この点を合理的に解決するためには，時価評価への変更および計算方式に関する資産負債観（ストック主導方式）への転換の原因を，伝統的な取得原価主義会計論においては，企業の損益産出活動として価値生産活動しか想定されていない，という点に求めなければならないと筆者は考えている。つまり，売買目的有価証券の資産カテゴリーを，取得原価主義会計論における（価値生産活動にかかわる）費用性資産概念から，価値生産活動とは異質な資本貸与活動にかかわる金融資産概念に転換しなければならない。端的に言えば，取得原価主義会計論は，売買目的有価証券の資産カテゴリーを誤認していたということである。こうした理解によれば，上記の 4 個の難点も，合理的に説明できるように筆者には思われるのである。

そして，当面の収益費用観・資産負債観という枠組との関係について言えば，資本貸与活動にかかわる資産概念の導入（計算対象に関する見方の修正）というこうした私見によれば，一方，計算目的にはかかわりがないので，損益計算目的という計算目的にかかわる収益費用観は，そのまま維持されているし，他方，資本貸与活動という，価値生産活動とは異質の損益産出活動の導入に伴い，計算方式については，ストック主導方式という資産負債観への転換が是認されるのである。

以上のように，売買目的有価証券は，その計算方式については，フロー主導方式という収益費用観からストック主導方式という資産負債観への変更が必要になる。その意味において，売買目的有価証券の評価規約は，計算方式としての収益費用観・資産負債観という枠組に関与している，ということになるのである。

＜キーワード＞

フロー主導方式，ストック主導方式，リスク・実態表示目的，損益計算目的，会計理論のモザイク化，主観のれんの有無，事業資産，金融資産，換金制約性の有無，売買目的有価証券，満期保有目的有価証券，ストックのリアリティの回復，保有損益と売却損益との混在，価値生産活動（充用分資産），資本貸与活動（派遣分資産）

### （4） 売買目的有価証券の時価評価の問題

#### （i） 原価評価から時価評価への転換に関する経緯

最後に，売買目的有価証券の評価が，旧実践における原価評価から時価評価に変わった問題を取り上げよう。この場合には，明らかに，売買目的有価証券の損益に関する計算方式につき，フ

ロー主導方式からストック主導方式への転換が不可欠であった。すなわち，現在のように時価で評価された場合には，売買目的有価証券の期首ストック額および期末ストック額が，まず時価で評価され，次いで，その差額として保有損益という損益（フロー）が算出されるのである。これは，旧実践における原価評価に関して認められていた「まず費用というフロー額が決定され，その後に資産というストック額が従属的に導出される」という計算方式（つまりフロー主導方式）によっては，とうてい説明できないからである。さらにこの計算方式においては，収益と費用というふたつのフローの差額として，利益が算出されるのに対し，売買目的有価証券の損益の場合には，収益と費用という対応するふたつの概念が存在しない，ということも指摘されなければならないであろう。そこで，売買目的有価証券の時価評価に適合する新たな計算方式として，どうしても，ストック主導方式が導入されざるを得なかったのである。

このフロー主導方式が収益費用観，ストック主導方式が資産負債観に他ならない。このように，売買目的有価証券の原価評価から時価評価への変更には，計算方式に関して，収益費用観（フロー主導方式）から資産負債観（ストック主導方式）への転換が，いわば論理必然的に随伴したのである。

以上のように，売買目的有価証券に関する原価評価から時価評価への変更は，計算方式に関する，収益費用観（フロー主導方式）から資産負債観（ストック主導方式）への転換と密接に結び付いているのであるが，しかし，問題は，より複雑である。なぜなら，売買目的有価証券に，そのような評価規約の変更および計算方式の転換がもたらされた原因が，問われなければならないからである。

その点については，大別して，計算目的の転換に求める見方と，計算対象についての理解の仕方の転換に求める見方とが，あり得よう。まず前者の見方であるが，今日，これが一般的な考え方と言ってよいであろう。すなわち，計算目的が，損益計算からリスク・実態表示目的に転換したことが[14]，売買目的有価証券の評価に関して，原価評価から時価評価への変更をもたらし，さらに，そのことに随伴して，その計算方式に関する，収益費用観（フロー主導方式）から資産負債観（ストック主導方式）への転換を促した，と理解するようである[15]。

---

14）売買目的有価証券の原価評価から時価評価への変更，および計算方式に関する収益費用観（フロー主導方式）から資産負債観（ストック主導方式）への転換を促した原因については，計算目的の転換にではなく，利益観の転換（平準化利益観からボラティリティ反映利益観への転換）に求める，という見方もあり得よう。しかし，平準化利益観・ボラティリティ反映利益観という二項対立は，論理的に成立しないと筆者は考えているし，また，利益観の転換に求める見方についても，本文での（ⅲ）から（ⅴ）までの批判が，そのまま妥当するので，ここでは，とりあえず，計算目的の転換に原因を求める見方を取り上げた。

15）こうした一般的見方にたった場合，収益費用観・資産負債観は，計算目的と計算方式とを含む概念として定義されている，ということが想定できよう。すなわち，収益費用観は，フロー主導方式のみならず，損益計算という計算目的をも内包し，他方，資産負債観は，ストック主導方式のみならず，リスク・実態表示という計算目的をも内包する，とみるわけである。

その点，筆者のように，計算対象を重視する立場からは，一方，損益計算という計算目的のもとに，フロー主導方式およびストック主導方式というふたつの計算方式が併存しているし，他方，リスク・実態表示目的は，ストック主導方式のみと結び付くのである（この点は，後に詳述する）。したがって，計算目的と計算方式とは，あくまで別レベルの概念に他ならず，それが，いわばたまたま組合わされているにすぎない，というのが筆者の考えなのである。

それに対して，後者の見方においては，損益産出活動として，旧実践を規定していたとされるいわゆる取得原価主義会計論のもとでは価値生産活動しか存在しないと想定されていたのに対して，価値生産活動と資本貸与活動（金融活動）という相異なるふたつのものがあると想定されている。そうした前提のもとで，売買目的有価証券の損益計算上の経済的性格が，原価評価されていた旧実践（取得原価主義会計）においては，製品等と同じく価値生産活動にかかわる充用分資産（いわゆる費用性資産とほぼ同じ）とみなされていたのに対して，時価評価される新実践においては，資本貸与活動にかかわる派遣分資産（現金等を除くいわゆる金融資産にほぼ相当するが，当面の売買目的有価証券に即してみれば，その一下位カテゴリーとしての投機目的の金融資産）として位置づけられようになった，とこの見方は考えるのである[16]。以上を纏めれば，次のようになろう。

＜図表12＞

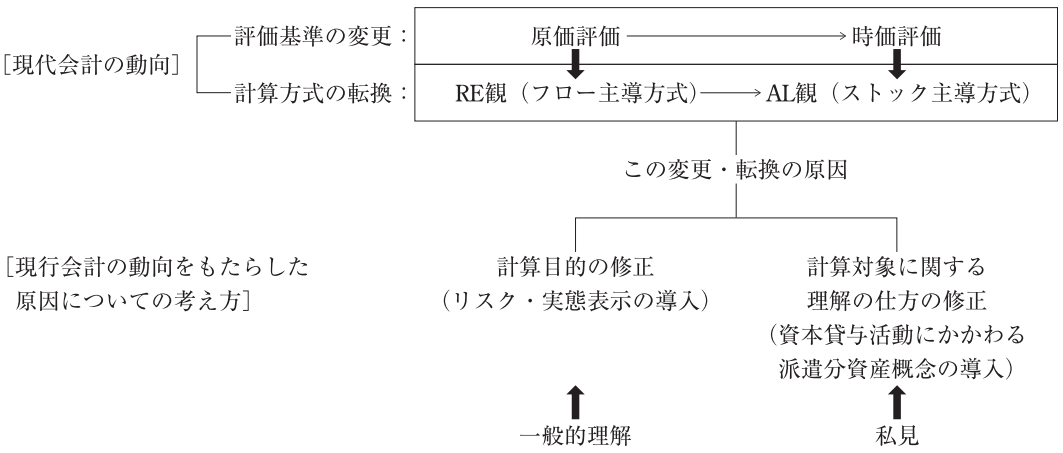


上述のような整理に基づき，（ⅱ）において，計算目的の修正という見方の問題点を 4 点ほど抽出したうえで，（ⅲ）から（ⅵ）において，具体的に検討することにする。そして，最後に，計算対象に関する理解の転換という見方にたてば，それらの問題点が是正されることを，（ⅶ）において明らかにしたい。

### （ⅱ）　一般的理解に関する問題点の整理

売買目的有価証券の原価評価から時価評価への変更は，一般的には，計算目的の観点から説明されているようである。すなわち，旧実践においては，会計の計算目的は，もっぱら損益計算にあるとみなされてきたが，現行会計では，投資家の意思決定に沿うべく，リスク・実態表示目的（あるいは，ストックのリアリティの回復）が重視されるべきなので，その結果として，売買目的有価証券も時価評価されるようになった，という理解である。しかし，そうした理解については，

16）充用分資産・派遣分資産という概念については，山桝［1967］第 2 章および笠井［2005］第 3 章 4 を参照されたい。

筆者は大きな疑念を抱いているが，ここでは，①時価評価の範囲，②売却時価の根拠，③損益の性質，そして④貸借対照表本体での時価評価の必要性の４点を指摘しておこう。

すなわち，仮にリスク・実態表示目的の導入（ストックのリアリティの回復）が売買目的有価証券の時価評価の動因だとすると，まず第１に，時価評価の範囲を問題にせざるを得ない。すなわち，数ある資産項目のなかで，なぜ売買目的有価証券だけが時価評価されるのであろうか[17)]。例えば満期保有目的有価証券あるいは製品・機械等は，なぜ時価評価されないのであろうか。今日，売買目的有価証券の原価評価から時価評価への変更だけが脚光を浴び，したがって，その時価評価の根拠こそ問われるものの，その変更がなぜ売買目的有価証券だけに限定されるのかという点については，さして議論されていない。それが，今日の会計理論の現状と言ってよいであろう。しかし，はたして，それでよいのであろうか。

第２に，時価には，購入時価と売却時価とがあるが，売買目的有価証券については，そのうちの売却時価で評価されることになっている。しかし，なぜ，購入時価評価でなく，売却時価評価なのであろうか。旧実践においては，売買目的有価証券は，取得原価（取得時の購入時価）で評価されていたし，またその損益計算にしても，購入時価という犠牲値系統の数値であることを前提として組立てられていた。そうであれば，リスク・実態表示（ストックのリアリティの回復）という観点を導入したとしても，取得時の購入時価（取得原価）から期末時の購入時価に変更するのが自然であろう。それが，どうして，期末時の売却時価になったのであろうか。そこには，大きな論理的飛躍あるいは論理的断絶があるように筆者には思われるのである。しかしながら，この点についても，まったく説明されていないのである。

第３に，売却時価で評価されるとなると，期末において，時価変動があるかぎり，損益が計上されることになるが，その損益の性質は，まったく説明されていない。すなわち，その損益は，一般に，保有損益とよばれているが，それが一体どういう性質の損益なのか，ということはまったく問題にされていない。さらには，現実に売却したさいには，売却損益が生じるとみなされているが，（期末に計上される）保有損益と（売却時に計上される）売却損益というふたつの損益が混在することの妥当性についても，まったく説明されていないのである。このように，時価評価された売買目的有価証券に生ずる損益の性質は，まったく明らかにされていないと言っても過言ではないであろう。

そして，第４に，売買目的有価証券の時価評価の根拠が，リスク・実態表示目的にあるとするならば，そもそも，売買目的有価証券を，貸借対照表本体において時価で評価する必然性など，あるのであろうか。時価評価が，損益計算上の要請に何らかの形でかかわっているのなら，たしかに，時価評価に伴う損益は，会計で算出される損益計算書上の利益額に反映されなければならないのであるから，貸借対照表における売買目的有価証券にしても，時価で評価されなければならないであろう。しかし，売買目的有価証券の時価評価が，リスク・実態表示という側面から要

17）時価評価されるのは，売買目的有価証券の他にも存在するが，売買目的有価証券が時価評価導入の直接的契機となったこと，および純理論的には時価評価されるべき項目は売買目的有価証券だけであることなどを勘案し，本稿では，「時価評価が，売買目的有価証券に限定されている」といった表現を用いることにする。

請されたとしたら，財務諸表本体において，売買目的有価証券を時価で評価し，かつ，その評価差額を利益額に反映させなければならない必然性など，あるのであろうか。その点についても，問題なしとしないので，最後にこの点も検討することにしよう。

以上の４点を，（ⅲ）・（ⅳ）・（ⅴ）・（ⅵ）において，取り上げることにする。

### （ⅲ） 一般的理解についての批判的検討①――時価評価の範囲の問題

まず第１に，時価評価の範囲であるが，もしリスク・実態表示という計算目的が時価評価導入の動因であるとするなら，なぜ，時価評価が，売買目的有価証券だけに限定されるのであろうか。企業会計には，もちろん，その他にも，種々の資産カテゴリーがある。しかし，売買目的有価証券が時価評価されている現在においても，製品・機械等は依然として取得原価で評価されているし，満期保有目的有価証券にしてもいわゆる償却原価で評価されている。言うまでもないが，製品・機械等の取得原価では，リスク・実態表示はなされ得ないし，満期保有目的有価証券の償却原価にしても，それは一種の割引現在価値ではあるが，そのキャッシュインフロー額および利子率は当初のものであるから，各時点のリスクを反映しているとは言えない。これらの資産カテゴリーは，どうして，時価評価されないのであろうか。製品・機械等にしても満期保有目的有価証券にしても，時価が存在している場合には，リスク・実態表示という計算目的の観点からすれば，時価評価すべきだと言えないこともない。しかるに，今日においても，その点が明確に説明されているとは言えない，と筆者は考えている。

計算目的を異にするこうした取得原価・償却原価と時価との混在が，合理的に説明されないかぎり，会計理論は，首尾一貫した論理が欠如した一種のモザイク状態にあることになるのではないだろうか。

それを示せば，次のようになろう。

**＜図表13＞**

［一般的理解］

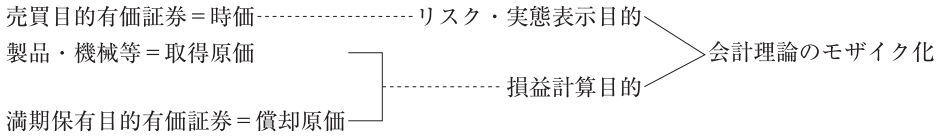


こうした計算目的を異にする評価規約の混在が生じたことの原因は，今日，意思決定有用性の観点が，きわめて重視され，もっぱらその観点から処理規約が決定される，という今日の会計理論の風潮にあるのかもしれない。すなわち，この売買目的有価証券の場合，実証研究などにより，意思決定にさいしての時価情報の必要性，あるいは時価変動差額の損益認識の必要性（含み損益の顕在化の必要性）が明らかにされると，意思決定有用性の観点からすれば，結論は，いわば既に出ているわけである。したがって，会計理論としては，この必要性の論理に支配されて，何が

何でも，時価導入を正当化するための方策を捻り出さなくてはならない。したがって，もっぱら売買目的有価証券だけに的を絞って，そうした方策が，探求されがちなのである。そこでは，他の資産項目との関連は，ともすれば，視野の外に置かれることになる。

具体的にみれば，売買目的有価証券の時価は，言うまでもなく，取得時から期末時へという時間的経過のなかで，絶えず変動しているが，取得原価主義会計論においては，費用性資産とみなされた売買目的有価証券は，製品・機械等と同様に，期末時においても，取得原価（購入時の時価）のままに据え置かれている。そのために，売買目的有価証券に関して，ストックのリアリティが喪失している，という批判が生じることになる。そこで，ストックのリアリティの回復ということが主張され，そうした大義名分のもとに，時価評価が正当化されたのではないだろうか。さらに，そうしたストックのリアリティの回復を基礎づける根拠として，リスク・実態表示といった計算目的概念が持ち出されたのではないだろうか。筆者はそのように推察している。

意思決定有用性の観点のもとでは，このようにして，各個別項目にかかわる処理原則が，他の項目の処理原則とは無関係に（つまり，全体との整合性を顧慮することなく），別個に形成されることになりがちなのである。かくては，会計理論は，部分の論理を寄せ集めたモザイク状態に化し，全体を貫徹する首尾一貫した論理など，どこにも見当たらないということになってしまうであろう。図表13にみられる，計算目的を異にする取得原価・償却原価と時価との混在なども，そうした事例に属するとみてよいであろう。

もっとも，時価評価の範囲につき，より明確な論拠を求めようとする学説も，ないではない。その一例としては，例えばいわゆる主観のれん学説などが挙げられよう。ここでは，会計理論のモザイク化という現象に着目して，寄り道にはなるが，主観のれん学説において，取得原価評価と時価評価とは，どのような論拠により識別されるのかをみておこう。その根拠は，どうやら，企業価値評価の領域で用いられている，主観のれんの有無をメルクマールにした事業資産（実物資産）と金融資産という資産分類に見出せるということのようである。すなわち，各資産の企業価値額は，割引現在価値によって測ることができるが，事業資産は，それを誰が持つかによって，割引現在価値が異なってくる。時価は，それが市場で平均化されたものであるから，時価と各企業の割引現在価値とは，数値が異なっており，その差額が「主観のれん」に他ならない。したがって，事業資産については，［割引現在価値＝時価＋主観のれん］という算式が得られる。それに対して，誰が持っても市場価格でしか取引できない金融資産には，主観のれんが欠如しているので，割引現在価値と時価とは等しい。したがって，金融資産については，［割引現在価値＝時価］という算式が得られるという。

ここで留意すべきは，主観のれんが，将来の期待値にすぎないことである。したがって，事業資産の割引現在価値については，確定した数値ではなく，あくまでも，事前の予測にしかすぎないことである。

それはともかく，こうした算式を前提にすれば，事業資産には，主観のれんがあるので，事業資産の損益は，将来，キャッシュフローを現実に獲得する（現実に販売して，対価としてキャッ

シュフローを獲得する）までは決められないとみなされている。つまり，現実の対価（キャッシュフローあるいはそれに代わる事実）が流入することによって（つまり実現した時点において）損益が定まるので，それまでは，取得原価に据え置き，損益を計上しない。それに対して，金融資産は，主観のれんがないので（企業価値（割引現在価値）と時価とが等しいので），「将来のキャッシュフロー（つまり，将来の期待…笠井注）がいつでも時価で取引される」（斎藤［1995］42ページ）。つまり，金融資産の時価は，「事前の期待を確かめる事後の事実になっている」（斎藤［1995］42ページ）のである。したがって，金融資産は時価で評価されるわけである。

ここでは，主観のれんの欠如が時価評価の根拠になっているいじょう，金融資産一般が時価評価になると理解しなければならないであろう。この点には，格別に，留意する必要がある。

売買目的有価証券がこの金融資産に属していることは，言うまでもないが，以上を纏めれば，次のようになろう。

**＜図表14＞**

［事業資産と金融資産との識別の論理］

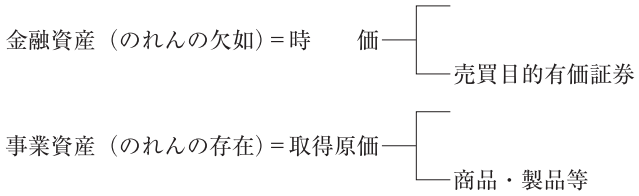


こうした金融資産（売買目的有価証券）と事業資産（商品・製品等）という分類に依拠すれば，金融資産たる売買目的有価証券の時価と，事業資産に属する商品・製品等の取得原価とは，主観のれんの有無という明確なメルクマールによって，識別されているということになろう。

しかし，ここで問題になるのは，売買目的有価証券の時価評価と，満期保有目的有価証券の償却原価評価との関係である。両者は，共に金融資産に属しているが，しかし，そのうちの満期保有目的有価証券は，時価ではなく，償却原価で評価されているのである。この両者の関係は，どのように理解したらよいのであろうか。

この点については，主観のれん学説によれば，主観のれんの有無というメルクマールとはまったく無関係に，換金制約性の有無というメルクマールによって，識別されるようである。すなわち，売買目的有価証券は，「換金に事業上の制約がない」（斎藤［1999］107ページ）金融資産である（以下，この属性を「換金非制約性」と言う）のに対して，満期保有目的有価証券は，「満期まで保有するという事業目的によって，自由な換金を制約されている」（斎藤［1999］108ページ）という性質（以下，「換金制約性」と言う）を具有している。主観のれん学説によれば，この換金制約性の有無によって，満期保有目的有価証券と売買目的有価証券とが識別されるわけである。

そして，換金制約性のない売買目的有価証券は，キャッシュと同じ性格であり，したがって，

金融資産一般の評価原則に従って，時価で評価されるのに対して，換金制約性のある満期保有目的有価証券は，自由な換金が制約されているいじょう，「その債券に生じた時価の変動は，投資をしている企業にとっては，キャッシュフローと同じではない」（斎藤［1999］108ページ）。つまり，時価評価には馴染まなく，いわゆる償却原価で評価されるということのようである。

このように，満期保有目的有価証券の償却原価と売買目的有価証券の時価とは，換金制約性の有無というメルクマールにより，明確に識別されていることになる。以上を纏めれば，次のようになろう。

**＜図表15＞**

［満期保有目的有価証券と売買目的有価証券との識別の論理］

金融資産 ┬ 満期保有目的有価証券（換金制約性）＝償却原価
　　　　└ 売買目的有価証券（換金非制約性）　＝時価

図表14および図表15を別々にみれば，たしかに，一方，金融資産一般（売買目的有価証券）の時価評価と事業資産（製品・機械等）の原価評価とは，主観のれんの有無というメルクマールによって明確に識別されているし，他方，金融資産の下位カテゴリーについては，満期保有目的有価証券の償却原価評価と売買目的有価証券の時価評価とは，換金制約性の有無というメルクマールによって明確に識別されている。そうであれば，主観のれん学説においては，売買目的有価証券の時価評価，満期保有目的有価証券の償却原価評価，そして製品・機械等の取得原価評価の関係は，それなりに説明されていることになりそうである。

しかし，本当に，そのように考えてしまってよいのであろうか。その点を筆者なりに検討するために，図表14および図表15の全体像を見てみよう。そこで，両図表を合体してみよう。

**＜図表16＞**

［主観のれん学説における資産評価の全体像］

金融資産（のれんの欠如）＝時価 ┬ 満期保有目的有価証券（換金制約性）＝償却原価
　　　　└ 売買目的有価証券（換金非制約性）　＝時価
事業資産（のれんの存在）----------＝取得原価

資産に関するこの評価規約の体系の問題点は，金融資産に凝縮している。まず一般論としてみても，金融資産の評価規約は，論理的に破綻していると言ってよいであろう。そもそも，時価という上位概念から，時価と償却原価というふたつの下位概念が分化することなど，論理的に可能なのであろうか。逆に言えば，時価と償却原価というふたつの下位概念を，その一方の時価という概念で括ることなど，論理的に可能なのであろうか。その点を，ここでは，生物・動物・植物

という三者間の関係という卑近な事例で考えてみよう。

＜図表17＞

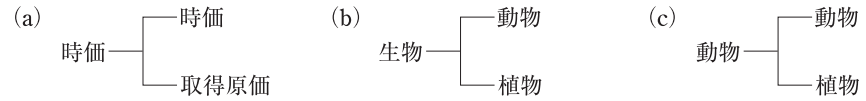


いま，生物は，(b) のように，動物と植物とから構成されていると仮定すれば，動物と植物とは，生物という上位概念によって括ることができる。そうであれば，(c) のように，動物と植物という下位概念の一要素である例えば動物という概念によって，動物と植物とを括ることなど，論理的には，およそ不可能なのではないだろうか。もちろん，逆に言って，動物という上位概念を，動物と植物という下位概念に分別することなど，不可能である。図表16に示した，主観のれん学説における金融資産の評価規約の関係は，そのような論理的誤謬を犯しているのではないだろうか。

この点を，当面の問題に即してみれば，次のようになろう。すなわち，売買目的有価証券と満期保有目的有価証券との分別レベルにおいては，売買目的有価証券が時価で評価されているという場合，その時価のメルクマールは，実は，「換金非制約性」ではなく，「主観のれんの欠如」かつ「換金非制約性」になってしまっているのではないだろうか。しかるに，金融資産と事業資産との分別レベルにおいては，時価評価のメルクマールは，「主観のれんの欠如」だけなのである。つまり，主観のれん学説においては，時価評価の定義として，相異なるふたつのものが，想定されていることになるのではないだろうか。かくては，種々の混乱が生じ，理論的に破綻したとしても，やむを得ないであろう。そこで，その点を具体的にみておこう。

まず，時価の根拠が，「主観のれんの欠如」にあるとすれば，売買目的有価証券の時価と製品・機械等の取得原価との相違は，主観のれんの有無という属性により合理的に説明できる。しかし，その場合には，主観のれんの欠如した満期保有目的有価証券が，どうして時価で評価されないのであろうか。時価評価の根拠を「主観のれんの欠如」に求めた場合には，このように，満期保有目的有価証券の償却原価を合理的に説明できないのである。

それでは，時価の根拠が，[「主観のれんの欠如」かつ「換金非制約性」] であるとすれば，どうであろうか。その場合には，売買目的有価証券の時価と満期保有目的有価証券の償却原価との相違は，換金制約性の有無という属性によって，合理的に説明できる。しかしながら，売買目的有価証券の時価と満期保有目的有価証券の償却原価とを括るものは，上述のように，時価ではあり得ない。そうだとすれば，主観のれんの有無により，金融資産の時価と事業資産の取得原価とが識別される，という論理も成立しないことになる。つまり，時価の根拠を [「主観のれんの欠如」かつ「換金非制約性」] に求めた場合には，製品・機械等の取得原価を合理的に説明することができなくなってしまうのである（もちろん，金融資産一般の時価評価の根拠もなくなってしまう）。

以上のように考えれば，主観のれん学説の評価規約の説明は，理論的に破綻していると言わざるを得ないが，その原因は，主観のれんの有無というメルクマールと，換金制約性の有無というメルクマールとの異質性にあるとみてよいであろう。すなわち，換金制約性の有無というメルクマールは，資産の保有目的を意識したものであろうから，基本的には，損益計算上の資産分類とみることも，不可能ではないであろう。つまり，損益計算を計算目的として据えるかぎり，損益を産出するのは，企業の経済活動であるから，企業がどのような損益を産出しようとして，各種資産に資金を投下するのか（資産を保有するのか），ということが重要な問題になる。このように，会計においては，基本的には，その保有目的によって，資産の評価原則が定まるのである。かくして，保有目的の相違をメルクマールとする満期保有目的有価証券の償却原価と売買目的有価証券の時価とは，基本的には，損益計算上の分類なのである。

それに対して，主観のれんの有無というのは，企業価値評価にかかわる分別に他ならない。もっとも，会計にしても，企業価値評価とは無関係ではないが，企業価値の算出自体が，会計の計算目的ではない。したがって，会計の計算目的そのものからすれば，企業価値評価は，異質な概念なのである。それにもかかわらず，主観のれん学説は，時価概念の確かな根拠を求めるために（ただし，売買目的有価証券固有の時価評価の根拠ではなく，金融資産一般の時価の根拠に他ならなかったが），強引に，この主観のれんの有無という企業価値評価上の識別を，会計に導入してしまったのである。したがって，主観のれん学説は，図表13の一般的理解とは別の形においてではあるが，ある種のモザイク状態になっているのである。それを示せば，次のようになろう。

＜図表18＞

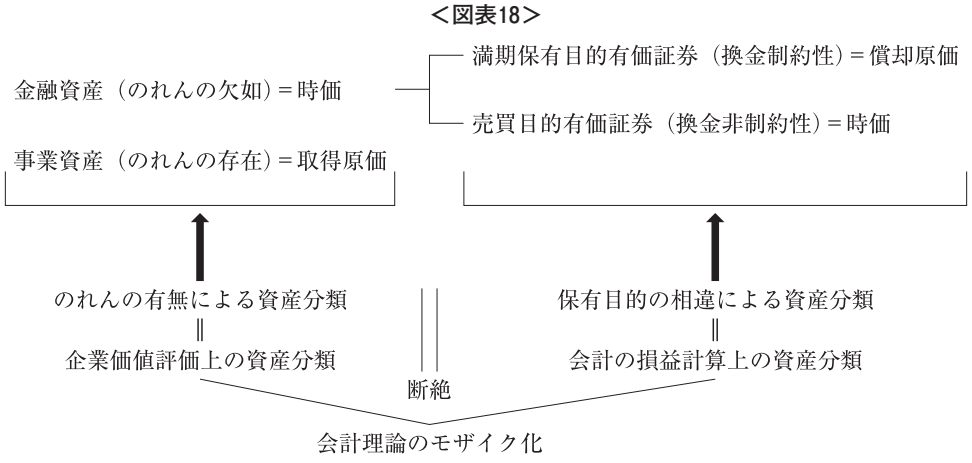


以上のように，主観のれん学説は，売買目的有価証券の時価評価を正当化する必要性からか，企業価値評価という計算目的の系譜に連なる事業資産・金融資産という資産分類を会計に強引に導入してしまったようであるが，それが，（会計上の損益計算にかかわる売買目的有価証券固有の時価評価の根拠ではなく）金融資産一般の時価評価の根拠であったために，一方，会計理論のモザイク化が生じ，統一的な論理による合理的な説明ができなくなってしまったのである。[18)] したがっ

て，理論的に破綻していると言わざるを得ないと筆者は考えている。他方，主観のれんの有無に基づき，時価評価すべき項目は，売買目的有価証券ではなく金融資産一般になってしまい，現行会計における金融資産の多様な評価規約を合理的に説明できなくなってしまったのである。

一般的理解のみならず，主観のれん学説によっても，どうして時価評価が売買目的有価証券に限定されるのかということは，合理的に説明されていないと言ってよいであろう。

＊　　＊　　＊

以上の検討結果によれば，リスク・実態表示といった計算目的の導入によっては，時価評価の導入が売買目的有価証券に限定されることは，首尾一貫した論理によって合理的に説明されているとは言い難い。したがって，その点は，さらに究明されなければならないが，そのためには，企業会計には，計算対象の側面からみると，価値生産活動と金融活動（資本貸与活動）という異なるふたつの損益産出活動があること，および損益計算という計算目的に基づいて統一的な処理規約を形成すること，を強く意識する必要があると筆者は考えているが，その点は，（vii）においてふれることにする。

### （iv）　一般的理解についての批判的検討②――売却時価の適用の根拠

次に第２の売買目的有価証券の時価評価が，購入時価ではなく，売却時価である点を検討しよう。言うまでもなく，旧実践の取得原価主義会計論のもとでは，売買目的有価証券は，取得原価で評価されていたが，現在は，時価で評価されるようになった。しかし，その時価は，期末時の購入時価ではなく，売却時価とみなされている。いわゆる取得原価というのが，取得時の購入時価であるとすれば，時価で評価されるようになったさい，むしろ，期末時の購入時価で評価替えするほうが，自然であるとも思われるのであるが，今日，どうして，期末時の売却時価で評価替えされるのであろうか。購入時価の系譜に属する取得原価から，売却時価への転換は，どのように説明されるのであろうか。この点についても，一般的理解が合理的な説明を与えているとは，言い難いのである。

この点は，取得原価主義会計論の欠陥の所在，したがって，その是正の方向と密接に関連していると筆者は考えている。そうした視点から，この問題を筆者なりに考えてみよう。取得原価主

18）本文で問題にしたのは，今日の会計理論に多く見受けられるモザイク化であり，主観のれん学説も，その例外ではないということに他ならない。したがって，主観のれん学説が，計算目的につき，損益計算を放棄して，企業価値評価に転換した，ということではない。主観のれん学説は，たしかに，会計上の純利益計算の有意味性を前提にして理論が構築されており，そのかぎりで，損益計算を重視していると言ってよいであろう。しかし，そうであれば，主観のれんの有無による事業資産・金融資産という企業価値評価の発想に基づく資産分類の会計への導入には，もっと慎重になるべきだったのではないだろうか。筆者の理論的感覚から率直に言えば，会計には導入できなかったように思われるのである。しかし，主観のれん学説は，他方で損益計算という計算目的を維持したまま，時価評価の正当化のために，事業資産・金融資産という企業価値評価に依拠した資産分類を会計に導入してしまった。そのために，その会計理論の構造が，損益計算の論理と企業価値評価の論理とが混在したモザイク状態になってしまったのである。そのことが，ここで筆者が論証したいことに他ならない。

義会計論については，種々の考え方があろうが，もっとも精緻化したのは，価値生産活動に関する資本循環シェーマ［G—W—G′］（G・G′：貨幣資本，W：実物資本）に依拠したものであろう。以下では，この見方に従って検討することにする。この見方によれば，一方，資産は，貨幣性資産（G・G′）と費用性資産（W）とに類別されるが，その類別が資本循環シェマに依拠しているいじょう，原則論としては，費用性資産だけが損益を産むということになろう。他方，その損益は，価値生産活動にかかわっているいじょう，売却損益という交換的損益に他ならないので，実質的に交換（販売）があった時点，つまり，実現時点で，損益が認識されることになる。したがって，それまでは，費用性資産は，取得原価で評価されなければならない。ここに，取得原価主義会計論に関するいわゆる原価＝実現原則が，形成されるのである。

いわゆる取得原価主義会計論においては，売買目的有価証券は，費用性資産とみなされ，取得原価で評価されたのであるから，製品等とまったく同様に，取扱われていたわけである。したがって，取得原価主義会計論における売買目的有価証券の特質は，①費用性資産性と②取得原価評価という2点にあるとみてよいであろう。そうであれば，どちらの特質に着眼するかによって，取得原価主義会計論の理論的欠陥の所在，およびその是正の方途に関する議論にしても，大きく異なってくるはずである。

すなわち，一方，もし①売買目的有価証券が費用性資産とみなされる点に着眼すれば，売買目的有価証券が価値生産活動に属する費用性資産とみなされることが，取得原価主義会計論の理論的欠陥ということになり得よう。つまり，売買目的有価証券の資産カテゴリーに誤りがあったということである。そのことが問題視されるかぎり，是正の方途としては，価値生産活動とは異なる資産カテゴリーの導入が，要請されることになろう。その場合には，企業の損益産出活動は価値生産活動だけでよいのか，といった計算対象の再構成という道を辿らなければならないはずである。これは，図表12において，原価評価から時価評価への変更，および収益費用観から資産負債観への計算方式の転換の原因を，「計算対象に関する理解の仕方の修正」に求める立場に他ならない。

しかしながら，他方で，売買目的有価証券が費用性資産であるかどうかとは無関係に，売買目的有価証券が②取得原価評価になっている点に着眼することもできよう。つまり，売買目的有価証券は，取得時に取得原価（取得時の購入時価）で評価されているが，取得原価主義会計論のもとでは，期末時にも，依然として取得原価（取得時の購入時価）で評価されることになっている，という点に着眼するわけである。

しかしながら，その購入時価は，取得時から期末時への時間の推移につれて，絶えず変動しているはずであるが，取得原価主義会計論は，その購入時価の変動をいわば無視して，期末時の購入時価ではなく，取得時の購入時価で売買目的有価証券を評価し続けるのである。この点を取得原価主義会計論の理論的欠陥とみれば，取得原価主義会計論では，期末時における売買目的有価証券というストックのリアリティが喪失しているということになろう。取得原価主義会計論に関する問題の所在をこの点に求めるかぎり，その是正の方途は，ストックのリアリティの回復ということにならざるを得ない。つまり，期末時にも，最新の時価（つまり，期末時の時価）で評価

されるべきだというわけである（ここでは，突然，購入時価ではなく，時価という用語になっている点に留意されたい）。原価評価から時価評価への変更を，以上のように，ストックのリアリティの回復という点に求めるとしたら，より根源的には，図表12に示したように，リスク・実態表示の導入（計算目的の修正）ということに行き着くことになるのではないだろうか。

以上を纏めれば，次の図表の（イ）のようになろう。

**＜図表19＞**

（イ）

| 売買目的有価証券の特質 | 取得原価主義会計論の理論的欠陥の所在 | 是正の方途 | |
|---|---|---|---|
| 費用性資産 | 売買目的有価証券は費用性資産ではない（売買目的有価証券の資産カテゴリーが誤り） | 価値生産活動とは異質な資産カテゴリーの導入が必要 | ← 計算対象の再構成 |
| 取得原価評価 | 期末時にも，取得原価で評価することが不可［ストックのリアリティの喪失］ | 時価評価の導入が必要［ストックのリアリティの回復］ | ← リスク・実態表示目的への転換 |

（ロ）一般的理解における評価概念の妥当な変容

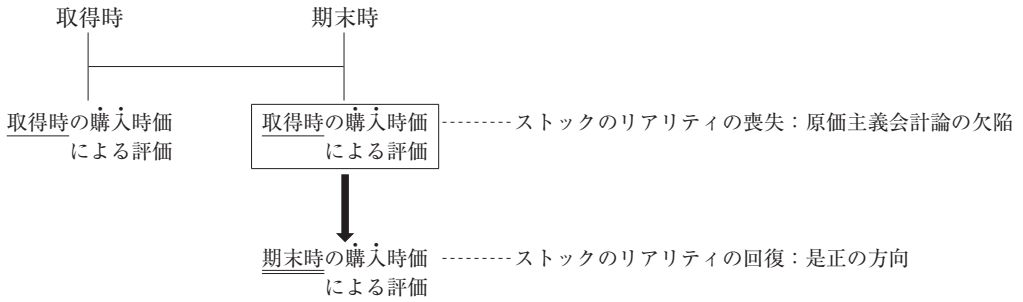


以上のように，売買目的有価証券に関する，原価評価から時価評価への変更については，ふたつの見方があり得るのであるが，一般的理解は，圧倒的に，計算目的の修正という見方にたっている。つまり，取得原価主義会計論では，ストックのリアリティが喪失しているので，リスク・実態表示という計算目的のもとに，時価を導入して，ストックのリアリティを回復しようというものなのではないだろうか。

しかし，そうした理解のもとで，売買目的有価証券が時価評価されたとしても，問題は，その時価が，売却時価たり得るかどうかである。つまり，図表19の（ロ）に示したように，期末時にも，取得時の購入時価で評価されていたがゆえに，ストックのリアリティが喪失していると言うのなら，そのストックのリアリティは，期末時の購入時価で評価することによってのみ，回復され得るはずなのである。

＊　　＊　　＊

以上のように考えれば，取得原価の理論的欠陥をストックのリアリティの喪失といったことに求めるかぎり，売買目的有価証券に適用される時価が売却時価であることを，合理的に説明することは，およそ不可能であろう[19)]。

したがって，売買目的有価証券に関する取得原価評価の理論的欠陥の本質が，別に究明されなければならない。私見では，売買目的有価証券を費用性資産とみなすといった計算対象の理解にこそ，問題があり，したがって，計算対象の再構成がなされなければならないというのが，筆者の見解であるが，その点は，（vii）においてふれることにする。

### （ｖ） 一般的理解についての批判的検討③――損益の性質

第３に，売買目的有価証券の損益の性質であるが，今日，一般的には，期末時における時価の評価替えに伴う「保有損益」と，現実の売却時における「売却損益」とが，ふたつながらに生ずるとみなされている。しかし，売買目的有価証券にはふたつの異なる損益が生ずる，というこうした理解の妥当性は，けっして論証されているわけではない。そこで，ここに，改めて検討しなければならない

そこで，いま売買目的有価証券を第Ⅰ期期中に購入し，第Ⅲ期期中に売却したが，その売却時価は，図表20の（a）のようであったとしよう。その場合，一般的には，（b）のように，仕訳されている。

**＜図表20＞**

（a）売却時価

| 第Ⅰ期（購入時） | 第Ⅰ期末 | 第Ⅱ期末 | 第Ⅲ期（売却時） |
|---|---|---|---|
| 100 | 120 | 130 | 160 |

（b）仕訳

| | | |
|---|---|---|
| 第Ⅰ期購入時 | 有価証券 100，現　　金 100 | 有価証券 100：取得原価 |
| 第Ⅰ期末時 | 有価証券　20，保有利得　20 | 保有利得＝収支差額<br>（売却時価 120－取得原価 100） |
| 第Ⅱ期末時 | 有価証券　10，保有利得　10 | 保有利得＝収入差額<br>（売却時価 130－売却時価 120） |
| 第Ⅲ期売却時 | 現　　金 160，有価証券 130<br>売 却 益　30 | 売 却 益＝収入差額<br>（売却時価 160－売却時価 130） |

19）もっとも，売買目的有価証券については，売却時価と購入時価とには，数値的な差はない。したがって，どちらでもよいという理解の仕方もあろう。しかし，それを言うなら，どうして，売買目的有価証券の評価原則を，購入時価だと言わないのであろうか。さらに，より本質的な視点からみれば，購入時価と売却時価とが同じである資産を，どうして，価値生産活動に属する費用性資産とみなしたり，あるいは価値生産活動に固有な損益である売却損益が生じるとみなしたりするのであろうか。そういった理解の仕方の妥当性こそが，問われなければならないであろう。つまり，人間労働力によって生産されたものではない売買目的有価証券には，付加価値など，生じようがない。だからこそ，売却時価と購入時価とに相違がないのであろう。それなのに，どうして，価値生産活動に属する費用性資産たり得るのであろうか。あるいは，その損益として，価値生産活動にかかわる売却損益などが生じるのであろうか。

この図表から明らかなように，一般的には，一方，第Ⅰ期期末および第Ⅱ期期末には保有損益が，他方，第Ⅲ期売却時には売却損益が生ずるとみなされているようである。つまり，有価証券には，保有損益と売却損益というふたつの損益が産まれるとみなされているわけであるが，そのことの妥当性は，これまでのところ，何ら論証されていない。たしかに，有価証券については，それを手放すさいに，一般に，売却という日常用語が使われているが，一方的にそうした日常用語に引きずり回されることは，理論的にはけっして好ましいものではない。その点については，例えば日常用語法としては，「太陽が東から昇る」という表現が今日でも日常茶飯に使われているとしても，天体運動を科学理論的に考察するにさいしては，そうした日常用語法に惑わされてはならない，といった事例を想起すればよいであろう。

保有損益と売却損益とが共に産まれるということに，本当に合理性があるのであろうか。

そこで，図表20において，保有損益と売却損益とにおける差額の性質をみてみよう。そこでは，第Ⅱ期期末の保有損益および第Ⅲ期売却時の売却損益が，共に収入差額になっている点に留意すべきである（さらに，第Ⅰ期期末時および第Ⅱ期期末時の損益が，共に保有利得とされながらも，第Ⅰ期期末時のそれが収支差額であるのに対して，第Ⅱ期期末時のそれが収入差額になっている点にも留意すべきである）。同じく収入差額であるのに，なぜ，一方は保有損益，他方は売却損益と，異なっているのであろうか。とりわけ後者の売却損益が問題である。価値生産活動における売却損益なら，収支差額になっていなければならないのではないだろうか。

今日，こうした疑問が提起されることは，皆無であると言ってよいであろう。投資家の意思決定への役立ちという視点が過度に重視される現在では，こうした疑問は，何かしらマニアックなものと貶められがちなのである。しかし，本当にそのようにみなしてしまってよいのであろうか。確実な根拠を提示して社会的に貢献することが，科学理論の役割であると考えるかぎり，こうした体系内的な首尾一貫性は，知識体系に確実性を与えることに通底しており，そのことによって，会計処理の妥当性を示すことこそが，理論のレーゾンデートルなのである。

それはさておき，保有損益と売却損益とがふたつながらに生じていることの奇妙さを，さらに究明しておこう。

そのために，いま，６ヶ月決算（１月１日～６月30日，７月１日～12月31日）のある企業において，２月１日に有価証券を購入したが，その時点の時価は100で，それ以後はずっと120だったとしよう。その場合，５月１日に売却した場合と，８月１日に売却した場合とでは，図表21の（a）のように，その損益の性質が異なってしまう。

（a）において，５月１日に売却した場合には，言うまでもなく，売却益20が生じる。しかし，８月１日に売却した場合には，前期末（６月30日）に120で評価替えし，保有利得20が算出されているので，８月１日には，売却損益は生じないとみるべきであろう。いずれにしても，全体損益は20で変わらないが，しかし，６月30日という決算日の前で売るか後で売るかによって，その損益の性質が，売却益から保有利得に変質してしまっているのである。日常用語法的には，いずれも，売却という行為により，現金収入額を獲得したのに，どうして，このような変質が生じてしまったのであろうか。決算日（６月30日）に，そうした変質を引き起こす力があるとは思われ

＜図表21＞

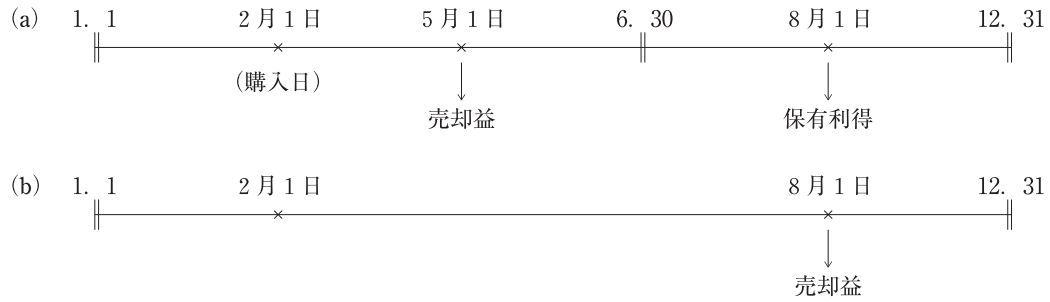


ない。保有損益と売却損益との混在を認めるなら，この点についての合理的説明が必要であると思われるが，まったく言及されていないのである。

図表21において，８月１日に売却した事例について，さらに考えてみよう。いまこの企業が，１年決算にしたとしよう。その場合には，(b) に示したように，売却益が生じざるを得ない。(a) の６ヶ月決算の場合には，保有利得であったわけであるから，決算期間を半年から１年に変えることによって，損益の性質が，保有損益から売却損益に変質してしまったわけである。決算期間の変更とは，決算日の変更であるから，ここでも，そのように損益の性質を変えるような力が，決算日に具わっているかどうかが問われているわけである。つまり，ここでも，こうした内在的な首尾一貫性の欠如に対する合理的な説明が必要なはずであるが，その点についての説明は，一切なされていないのである。そこでは，そうした内在的首尾一貫性を貫徹しようという問題意識自体が，欠落しているのではないだろうか。

以上のように考えると，売却損益と保有損益とがふたつながらに生ずるという理解は，理論的には妥当ではない。ここに，純理論的には，有価証券損益の本質を何らかの売却損益とみて，保有損益をも擬似売却損益とみなす立場と，有価証券損益の本質を資本貸与に伴う時間的報酬とみて，売却損益をも保有損益と位置づける立場とのふたつが分岐するのである。

以上を纏めれば，図表22のように図示できるであろう。

すなわち，一般的理解によれば，売買目的有価証券の保有損益も，疑似売却損益とみなすのであるが，そのことは，売買目的有価証券の損益の本質を，価値生産活動に基づく交換的損益とみなしている，ということを含意している。そうした理解の根底を尋ねれば，価値生産活動であることを暗黙の前提としつつ，ただ，ストックの時価変動をも認識するという立場（ストックのリアリティを回復しようという立場）に行き着くであろう。そして，そのストックの時価変動の認識（ストックのリアリティの回復）は，リスク・実態表示目的のもとに可能なのであろうから，一般的見解は，リスク・実態表示目的の導入によって解決できる，という見解に通底しているのではないだろうか。

それに対して，まったく異なる見解もある。すなわち，私見によれば，売買目的有価証券の損益の本質は，金融活動に関して，リスクを抱えながら，期首時点（購入時点）から期末時点まで

＜図表22＞

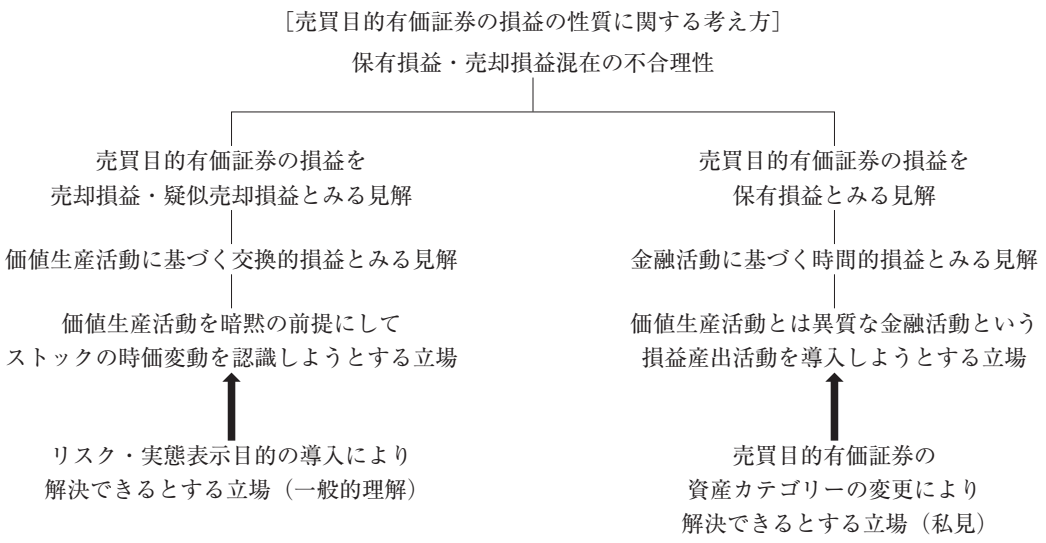


保有したことの時間的報酬に他ならない。したがって，売却時点におけるいわゆる売却損益にしても，期首時点から売却時点まで保有したのであるから，まずもって，売却時点の売却時価までの保有損益が生じなければならない。そうであれば，売買目的有価証券は，売却時価に評価替えされているのであるから，売却行為は，単なる現金との等価交換にすぎず，したがって，売却損益は，生じないということになるのである。こうした理解の根底には，価値生産活動と金融活動とは異なった損益産出活動であるから，峻別されなければならない，という基本的思考があり，そして，そうした考え方は，売買目的有価証券の資産カテゴリーを，価値生産活動に属する充用分資産（費用性資産）から金融活動（資本貸与活動）に属する派遣分資産（現金を除く金融資産）に変更することによって解決できる，という立場に通底していると言ってよいであろう。

そこで，まず一般的理解の考え方をみておこう。一般的理解においては，期末時における時価評価差額が，どうして「保有損益」と言われるのであろうか。そうした名称は，ともすれば，「資産の保有にかかわる損益」といった印象を与えがちであるが，しかし，そうした印象は，けっしてその損益の本質を意味するものではない。

すなわち，有価証券の損益を認識するにさいしては，実現基準の要件を緩和することにより実現可能基準を援用する立場がひとつの有力な見解であるが，この立場に立つ醍醐においては，「特別な努力なしに増価を……（中略）……短期に貨幣等価物に転換できる市場の存在」（醍醐［1993］23ページ）が，きわめて重視されている。そのことは，現に保有している資産の（経営者の特別の努力を必要としないほどに）売却が容易であるという性格により損益の計上が認められ，その損益が「保有損益」と名づけられた，ということを意味している。つまり，こうした一般的理解において，有価証券に「保有損益」が認められることの本当の根拠は，「売却容易性」という性格にあるのではないだろうか。

このように考えれば，実現可能基準に基づく「保有損益」とは，資産をこれまで保有したことに基因するのではなく，現在保有しているにもかかわらず将来の実際売却とほぼ同じ状況が生じているがゆえに，認められるのである。そのかぎりで，その損益は，将来の売却損益のいわば前取りに他ならず，（これまで保有したことに対する）保有損益といった性格のものではあり得ない。そうであれば，期末時に売却時価で評価することによってその評価差額を損益として計上することは，売却が擬制されているとでも考えなくてはならないであろう。また，言うところの保有損益を，そのように擬似売却損益とみることによって，実際売却時における差額を売却損益とみなす処理との整合性が得られるのではないかと思われるのである。そうであれば，一般的理解によるかぎり，保有損益の本質は，擬似売却損益ということになりそうである。

ただし，各期末にこの擬似売却損益が計上されるとなると，有価証券が複数回売却されることになってしまう。こうした不合理性を避けようとすれば，翌期首に，買戻しあるいは再購入を擬制せざるを得なくなるであろう。したがって，こうした一般的理解によれば，次のような処理にならざるを得ない（図表23では，再購入を擬制した仕訳を記載した）。

**＜図表23＞**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 第Ⅰ期購入時 | 有価証券 | 100, | 現　　金 | | 100 |
| 第Ⅰ期期末時 | 未 収 金 | 120, | 有価証券 | | 100 |
| | | | 擬似売却益 | | 20 |
| | 有価証券 | 120, | 未 収 金 | | 120 |
| 第Ⅱ期期末時 | 未 収 金 | 130, | 有価証券 | | 120 |
| | | | 擬似売却益 | | 10 |
| | 有価証券 | 130, | 未 収 金 | | 130 |
| 第Ⅲ期売却時 | 現　　金 | 160, | 有価証券 | | 130 |
| | | | 現実売却益 | | 30 |

実現可能基準説に依拠した一般的理解の実相（理想型）は，上記のような仕訳によって表現され得ると筆者は考えている。保有損益といった用語は，一般的理解の実相を表現するものではない。したがって，この理想型を対象にして，その理論的妥当性が議論されなければならないわけである。

結論的には，上記のような仕訳に基づく一般的理解は，しかし，次の３点により，理論的に否定されなければならないであろう。まず第１は，売却擬制が，各期末でなされた企業の保有意図と抵触していることである。すなわち，企業は，期末時点において，保有という行為を断念すること，つまり実際に売却することもできたはずである。しかし，当該企業は，おそらく売却時価がさらに高騰することを予測して，そうした時価高騰により増加することが期待できる時価差額を獲得するために，売却せずにさらに保有し続けるという意思決定を行なったはずなのである。それにもかかわらず，売却するという擬制をおくことは，そうした意思決定と自己矛盾している。つまり，売却という擬制自体が，期末時点で有価証券を保有し続けるという企業の企図に反して

いる。したがって，そうした擬制自体が，合理性を欠いていると言わざるを得ないのである。

第２は，今日一般になされている期末時の仕訳は，［有価証券××，保有損益××］であるが，図表23における仕訳は，この一般的仕訳を合理的に説明していないことである。もちろん，今日一般になされている仕訳が理論的に誤りである可能性もあり得るが，その場合には，誤りであることの論拠をキチンと論証しておかなければならない。しかし，そうした論証は，これまでのところ，なされていない。

さらに，取得原価主義会計論者からつとに指摘されていることではあるが，第３に，有価証券の市場価格によっては擬似売却損益を測定できないことである。すなわち，「期末に売買しようとしている人にとっての期末の株価はあくまでも『過去における他人の取引価格』であって，将来については何も約束されていない」（広瀬［1995］40ページ）という批判が，それである。つまり，市場価格というのは過去になされた取引の結果にすぎないのであるから，その取引価格が判明した時点で売却しようとしても，その価格で売却できるとは限らない。逆に言うと，有価証券がその市場価格で売却され既に存在しない場合にのみ，市場価格による売却損益を獲得できるのである。したがって，その場合には，オフバランスになっているのであるから，そもそも，評価替えなど不可能なはずなのである。こうした原価評価説の立場からの批判は，期末時における評価差額を，保有したことによる損益ではなく，売却を擬制した擬似売却損益とみなすこの立場には，たしかに妥当するのである。

この点については，有価証券の保有中の時価評価が販売時点における実現売却利益とは異なり単なる含み益を産むにすぎないいじょう，有価証券の時価評価を主張するためには，「短期投資の評価時点現在の『保有損益』がその販売時点における『売却損益』に匹敵するものであること」（加古［1991］）を論証する必要がある，といった形で批判されることもある。実現可能基準説に基づく保有利得の主張に対しては，この批判も，たしかに正鵠を射ている。

＊　　＊　　＊

売買目的有価証券の時価評価については，一般的には，価値生産活動にかかわっていることを暗黙の前提にしつつ，ストックのリアリティを回復するという理解，つまりリスク・実態表示目的の導入により説明できるとみなされているようであるが，以上の検討結果によれば，そうした一般的立場によっては，時価評価された売買目的有価証券の損益の性質は，合理的に説明されていないと言ってよいであろう。売買目的有価証券の損益の本質を解明するためには，売買目的有価証券の資産カテゴリーの転換が不可欠であると思われるが，それは，（vii）でふれることにする。

### （vi） 一般的理解についての批判的検討④――貸借対照表本体での時価評価の必要性

最後に第４に，売買目的有価証券の時価評価の根拠がリスク・実態表示目的にあるとした場合，そもそも，財務諸表本体において，売買目的有価証券を時価で評価する必然性など，あるのであろうか。もちろん，損益計算という計算目的が完全に否定され，全面的にリスク・実態表示とい

う計算目的にとって代わられたというのならば，たしかに，売買目的有価証券にしても，貸借対照表本体において，時価評価されなければならないということになるのかもしれない。しかし，言うまでもないが，今日，そうした状況には，ない。あくまで損益計算という計算目的が基本的には維持されており，そこに，売買目的有価証券の時価評価の導入が主張され，その理論的根拠が，問われているにすぎない。ここでも，そうした状況を念頭において，議論しているのである。

その場合には，貸借対照表本体における売買目的有価証券の時価評価は，本当に，リスク・実態表示という計算目的によって正当化され得るのであろうか。売買目的有価証券の時価評価の根拠が，一般的理解のように，リスク・実態表示にあるとするならば，例えば付属明細表あるいは脚注などで，売買目的有価証券の時価情報が公開されたとして，どのような不都合があるのであろうか。

他方，いま，損益計算という計算目的のもとにおいても，資産カテゴリーの変更により，売買目的有価証券の損益が時価差額として算出され得る，ということが認められたと仮定しよう。その場合には，計算目的が損益計算にあるいじょう，売買目的有価証券の時価差額は，利益額に反映されなければならない。利益額に反映されないかぎり，損益計算という計算目的が遂行されたとは言えないからである。そうであれば，売買目的有価証券自体も，貸借対照表において，時価で評価されなければならない理である。

以上のように，売買目的有価証券の時価評価が，何らかの損益計算という計算目的の視点から要請された場合には，売買目的有価証券は，貸借対照表本体において，時価で評価されなければならないのである。

それに対して，リスク・実態表示目的に基づいて，売買目的有価証券の時価評価を正当化するかぎり，リスク・実態表示というのは，格別に損益計算にはかかわりがないのであるから，時価情報が付属明細表などで公開されていても，リスク・実態表示という目的は，達成できるのではないだろうか。

以上のように考えれば，売買目的有価証券の時価評価の根拠をリスク・実態表示に求めるかぎり，貸借対照表の本体において，売買目的有価証券を時価で評価する必然性があるとまでは言えないのではないだろうか。

### （vii） 計算対象の再構成という立場の妥当性

以上の（iii）から（vi）までの検討結果によれば，売買目的有価証券に関する原価評価から時価評価への変更，および収益費用観（フロー主導方式）から資産負債観（ストック主導方式）への転換の原因を，リスク・実態表示目的の導入という計算目的の転換に求めることは，理論的に困難であると言わざるを得ない。

すなわち，売買目的有価証券の原価評価は，取得原価主義会計論のもとでは，売買目的有価証券が費用性資産あるいはそれに準ずる資産に属すること，あるいは，価値生産活動に属する資産カテゴリーであることを前提にして組み立てられている。この価値生産活動というのは，人間労働力により経済価値を費消しつつ，付加価値を付した新たな経済財を生産する活動に他ならない。

したがって，そこには，経済価値の費消（費用の側面）と，付加価値の付された新たな経済価値の産出（収益の側面）という二面が存在している。そして，最終的には，生産された経済財の市場への引渡しと対価の獲得という交換によって，損益が生ずるのである。したがって，その損益計算にしても，収益と費用とからなる二面的損益計算形態をとっているし，その損益は，交換的損益という特質を帯びているのである。

売買目的有価証券は，取得原価主義会計論においては，そうした価値生産活動における費用性資産あるいはそれに類した資産カテゴリーとみなされており，したがって，費用に行き着くものとして，犠牲価値の表現たる取得原価で評価されていたのである。そういう理解のなかで，取得後の時間の経過によって，売買目的有価証券の時価は変動しているにもかかわらず，売買目的有価証券が取得原価で評価され続けられなければならないことに対して，ストックのリアリティが喪失しているという批判が，寄せられることになる。

一般的理解は，売買目的有価証券の損益計算上の経済的性格については不問に付したまま（つまり，企業の損益産出活動は，上記したような価値生産活動しかない，という前提に依拠したまま），ただストックのリアリティの回復ということを指向して，時価評価を導入したのであった。そうした経緯のなかで，時価評価導入の根拠として，リスク・実態表示目的が，会計に持ち込まれたのではないかと思われるのである。計算目的の概念を持ち込むのは，意思決定有用性の観点にも適っているし，他方，売買目的有価証券の損益計算上の経済的性格を問わないいじょう，計算目的の転換に向かわざるを得なかったとも言えるのである。

いずれにしても，一般的理解は，以上のように，売買目的有価証券の経済的性格を価値生産活動にかかわる資産カテゴリー（費用性資産あるいはそれに類した資産）とみなしたうえで，リスク・実態表示目的の導入によって，売買目的有価証券が時価評価され得ると考えたようである。しかしながら，そうした理解では，売買目的有価証券の時価評価は合理的に説明できない，合理的に説明するためには，売買目的有価証券の損益計算上の経済的性格（つまり資産カテゴリー）の是正が必要である，というのが筆者の結論である。この点は，きわめて重要なことなので，重複を厭わず，そうした結論に至る経緯を再度辿ることにしたい。

まず第１に，時価評価の範囲にかかわる問題であるが，リスク・実態表示のために，時価評価を導入するという論理では，①時価評価がどうして売買目的有価証券に限定されるのか，ということを合理的に説明できないであろう。すなわち，資産としては，売買目的有価証券以外にも，製品・機械等および満期保有目的有価証券などがあるが，これらにも，市場価格があるいじょう，リスク・実態表示目的を標榜するからには，時価評価されてもしかるべきであろう。それなのに，どうして，時価評価されないのであろうか。

いま，それはさて措き，リスク・実態表示目的が導入されたとしても，現在のところ，損益計算そのものが，否定されているわけではない。したがって，②計算目的として，損益計算とリスク・実態表示とが混在してしまう，という会計理論のモザイク状態も問われなければならない。損益計算に適うとされる製品・機械等の取得原価および満期保有目的有価証券の償却原価と，リ

スク・実態表示目的に適うとされる時価とが混在する貸借対照表借方総額に，どんな意味があるのであろうか。

そして，③会計理論の性格が規範理論になっていることも，指摘されなければならない。すなわち，現行会計の基底にあるのは，損益計算の論理であると思われるが，そのように理解するかぎり，リスク・実態表示目的は，現行会計の説明とは無関係なある種の規範的命題であろう。そうであれば，リスク・実態表示の導入は，規範理論の主張であり，説明理論から逸脱していると言わざるを得ないのである。

こうした問題点が指摘できるのであるが，計算対象の再構成という視点にたてば，この難点も，解消できるであろう。すなわち，企業の損益産出活動には，価値生産活動のみならず，それとは別種の資本貸与活動あるいは金融活動があり，それに応じて，資産にも，費用性資産（充用分資産）のみならず，金融資産（派遣分資産）というカテゴリーがある，と考えるのである。そして，言うまでもなく，売買目的有価証券および満期保有目的有価証券は，金融資産（派遣分資産）に属するのである。以上の資産分類は，その評価原則を含めて表示すれば，次のようになる。

**＜図表24＞**

価値生産活動：費用性資産（充用分資産）----------＝取得原価

資本貸与活動：金融資産（派遣分資産）
- 満期保有目的有価証券＝償却原価
- 売買目的有価証券＝時価

価値生産活動にかかわる製品・機械等は，収益・費用という二面的損益計算のうちの（犠牲価値で表現される）費用に行き着かなければならない。したがって，取得原価で評価されなければならず，時価評価にはなり得ないのである。同じく金融資産でも，満期保有目的有価証券は，定利の獲得を企図しているので，時間の経過に従って定利分だけ増加する償却原価で評価されなければならない。つまり，時価評価にはなり得ないのである。その点，売買目的有価証券は，時価差額の獲得を企図する投機的投資であるから，時価で評価されるのである。

以上のように，計算対象を価値生産活動と資本貸与活動というふたつの損益産出活動からなるというように再構成すれば，時価評価は売買目的有価証券に限定できるし，かつ，いずれの資産も，損益産出にかかわっているので，損益計算という統一的目的のもとに統合することができる。したがって，会計理論のモザイク化を避けられるのである。さらに，計算目的として損益計算が措定されているので，このような理解は，説明理論の論理に属していると言ってよいであろう。

第２の，時価概念が購入時価ではなく売却時価である点であるが，この点も，計算対象の再構成（資本貸与活動にかかわる金融資産概念の導入）によって，合理的に説明できるようになると思われる。すなわち，一般的理解によれば，売買目的有価証券の経済的性格の本質は不問に付したまま（つまり，価値生産活動にかかわる資産カテゴリーであることを暗黙の前提にしたまま），という

ことは，売買目的有価証券に関する取得原価（取得時の購入時価）評価の基本的な妥当性を暗黙の前提にしたまま，ただストックのリアリティの喪失ということに疑問が投げ掛けられたのであった。そのように，ストックのリアリティの喪失を問題視するかぎり，ストックのリアリティが回復されなければならないが，それは，期末時に，「取得時の購入時価」ではなく，「期末時の購入時価」での評価によって達成されることになるはずであろう。

今日一般に主張されている売買目的有価証券の売却時価評価は，ストックのリアリティの回復，つまり計算目的の転換（リスク・実態表示目的の導入）という論理によっては，合理的に説明できないのである。売却時価評価の合理的説明のためには，どうしても，売買目的有価証券の資産カテゴリー（つまり損益計算上の経済的性格）にまで踏み込まなければならない。すなわち，売買目的有価証券は，価値生産活動のなかで，人間労働力によって生産されたものではない。したがって，そこには，生産価格（犠牲価値の表現）といった概念など，そもそもないのである。しかし，もちろん，価格はあるが，それは，期待将来キャッシュ・インフローを利子率で割引いた割引現在価値によって規定される。したがって，その時価というのは，あくまで，売却時価の系譜に連なっているのである。

このように，売買目的有価証券の損益計算上の経済的性格を，価値生産活動とは別種の資本貸与活動に求めることによって，売買目的有価証券の売却時価による評価が，合理的に説明できるのではないだろうか。

第３の売買目的有価証券の損益の性質についても，同じことが言える。すなわち，売買目的有価証券を価値生産活動にかかわる資産カテゴリーとみなす一般的理解によれば，ストックのリアリティを回復すべく，リスク・実態表示目的のもとに時価評価概念を導入したとしても，所詮，売却以前の保有時においても，実質的に売却と同じ状態が生じたので，時価差額分の売却損益が生じたということになろう。つまり，その損益（保有損益）は，いわば疑似売却損益という性格をもっているということにならざるを得ないのではないだろうか。しかし，この点についても，（ｖ）で検討したように，理論的には成立しない。価値生産活動として人間労働力を用いて生産されたものではない売買目的有価証券に，そもそも，交換的損益たる売却損益に類した損益が生ずることなど，純理論的には，あり得ないのではないだろうか。

ここに，売買目的有価証券がどのような損益を産む資産カテゴリーなのか，という点についての究明が不可欠になるのである。その点については，既に言及したように，価値生産活動とは一線を画す資本貸与活動にかかわる金融資産（派遣分資産）の一カテゴリーとして，売買目的有価証券を位置づけることが，どうしても必要になる。そのように計算対象を再構成するかぎり，価値生産活動に関する資産カテゴリーが交換的損益（売却損益）を産むのに対して，資本貸与活動に関する資産カテゴリーは，資本を貸与したことの報酬としての時間的損益を産むという理が明らかになる。金融資産のなかでも，売買目的有価証券は，時価差額という投機的損益の獲得を企図しているのであるから，その損益（保有損益）の本質は，期首時（ないし取得時）から期末時（ないし売却時）まで保有したことによる時間的損益に他ならない。計算対象の再構成により，資

本貸与活動に属する金融資産という資産カテゴリーを形成することによって，その一下位カテゴリーに属するものとしての売買目的有価証券に関する損益も，時間的報酬たる保有損益として合理的に説明され得ると筆者は考えている。

最後に第４に，売買目的有価証券の時価評価が，貸借対照表本体でなされる必要性であるが，この点については，既に（vi）において明らかにしてある。すなわち，計算目的が損益計算の場合には，損益計算書で損益額が算出されているいじょう，売買目的有価証券の時価差額にしても，その損益額に算入されなければならない。そのためには，たしかに，売買目的有価証券そのものが，貸借対照表本体において，時価で評価されなければならないであろう。

しかし，時価評価の根拠をリスク・実態表示に求めるかぎり，貸借対照表本体で売買目的有価証券が時価評価される必要性はなく，財務諸表付属明細表などで公開されていれば，それでよいのではないだろうか。リスク・実態表示という計算目的の論理によっては，売買目的有価証券の貸借対照表本体での時価評価は，合理的に説明できないのではないだろうか。

（viii）　小括

以上のように考えれば，売買目的有価証券の時価評価の根拠は，計算目的の転換（リスク・実態表示の導入）という考え方によってではなく，計算対象の再構成（資本貸与活動にかかわる金融資産概念の導入）という考え方によって，合理的に説明されるのではないだろうか。そして，このたびの（評価規約の変更にかかわる）計算対象の再構成は，特別修繕引当金および資産除去債務の場合とは異なり，計算方式の改変をも余儀なくさせるものであった。すなわち，特別修繕引当金・資産除去債務の場合には，価値生産活動という枠組内における再構成であったために，計算方式としては，同一のフロー主導方式のままでよかったのであるが，売買目的有価証券に関する原価評価から時価評価への変更の場合には，計算対象における価値生産活動から資本貸与活動への変更という質的転換をもたらしたので，計算方式についても，フロー主導方式からストック主導方式へという変更が，不可避だったのである。

このように，売買目的有価証券に関する原価評価から時価評価への変更は，計算対象の再構成を媒介として，フロー主導方式からストック主導方式への変更という計算方式の転換と密接に結び付いている，というのが筆者の考えである。

以上を纏めれば，図表25のようになろう。

この図表によるかぎり，売買目的有価証券の原価評価から時価評価への変更は，（２）で検討した特別修繕引当金および（３）で取り上げた資産除去債務の場合とは異なり，フロー主導方式・ストック主導方式という計算方式と密接にかかわっていると言ってよいであろう。ただし，その密接な繋がりが，計算対象の再構成を媒介としている点には，くれぐれも留意すべきであろう。そうであれば，会計の計算対象を，価値生産活動と資本貸与活動という二者によって構成されるべきことの根拠が，さらに問われなければならない。その点については，石川［2000］第１章・第７章あるいは笠井［2005］を参照されたい。

＜図表25＞

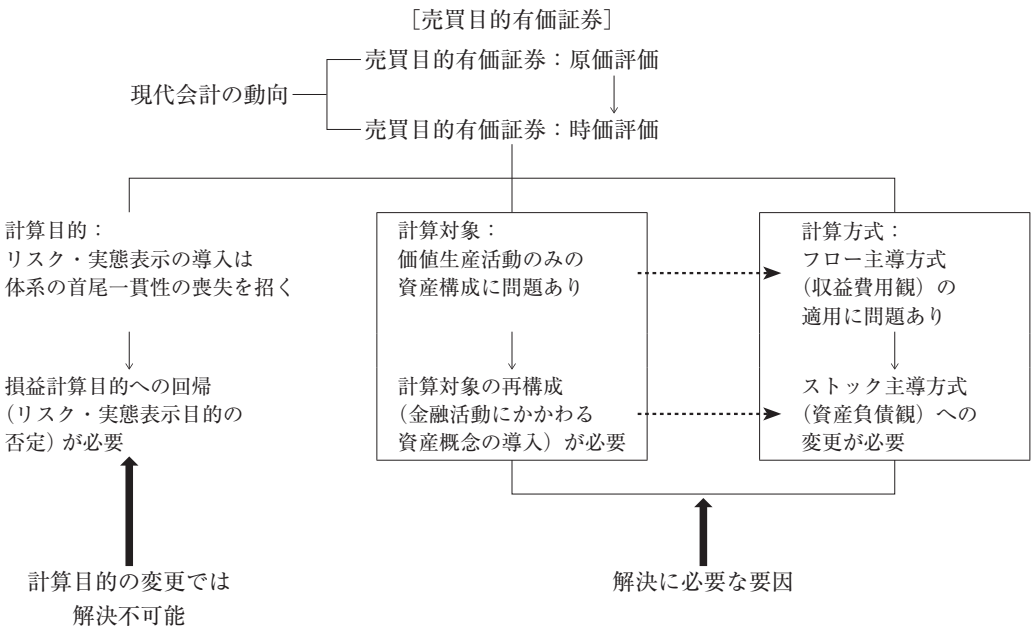


## 参　考　文　献

石川［2000］：石川純治著『時価会計の基本問題――金融・証券経済の会計――』中央経済社
石川［2003］：石川純治稿「企業会計のハイブリッド構造――異なる計算系の併存と交錯の構造――」『會計』第163巻第１号
加古［1991］：加古宣士稿「公表財務諸表制度における情報の地位」『會計』第139巻第３号
笠井［2000］：笠井昭次著『会計の論理』税務経理協会
笠井［2005］：笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会
笠井［2011a］：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力――特別修繕引当金（１）――」『三田商学研究』第54巻第２号
笠井［2011b］：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力――特別修繕引当金（２）――」『三田商学研究』第54巻第４号
笠井［2012］：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力――資産除去債務（１）――」『三田商学研究』第55巻第５号
笠井［2013］：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力――資産除去債務（２）――」『三田商学研究』第55巻第６号
笠井［2014］：笠井昭次稿「会計実践の実相」『三田商学研究』第57巻第３号
斎藤［1995］：斎藤静樹稿「金融資産の評価をどう考えるか」『JICPA ジャーナル』No.479
斎藤［1999］：斎藤静樹著『企業会計とディスクロージャー』東京大学出版会
醍醐［1993］：醍醐聰稿「有価証券評価益論争を考える」『會計』第143巻第５号
広瀬［1995］：広瀬義州稿「取得原価主義会計の再検討」『企業会計』第47巻第１号
山桝［1967］：山桝忠恕著『近代会計理論』国元書房